

陳 情 文 書 表

令和5年3月定例会

令和5年分陳情第3号

総務文教委員会

受理年月日	令和5年2月27日
件名	富山市立小・中学校教諭の過酷な超過勤務是正に関する陳情
陳 情 人	
富山市八尾町黒田544-2 松永 定夫	
陳 情 要 旨	
<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>令和2年9月に陳情書（令和2年分陳情第20号）を提出してから2年半経過し、さらに過酷な超過勤務状態は混迷を深めています。当時、この陳情に対して総務文教委員会は採択せず、放置状態が続いており議会の役割は果たされていない。</p> <p>2. 今回の陳情で問題とした以下の件について御検討、討議事項として採択いただき、富山市立小・中学校教諭の過酷な超過勤務を是正することを求めます。</p> <p>(1) 富山市教育委員会は、いまだに小・中学校教員の超過勤務累計表を各校へ公表していない。（令和3年度及び令和4年度11月分に至る累計表はいずれも公文書公開閲覧で入手）</p> <p>なお、本件陳情者が同累計表を超過勤務月80時間以上の教員の延べ1,000人を対象に憂慮している旨をメールで伝えたことが、教育委員会は業務に支障が出る恐れがある、などと民事裁判で反論した件について納得できない。</p> <p>(2) 南部中学校は、ギネス級の月200時間を超える教諭の時間外長時間勤務状態を確認に訪れた本件陳情者に対して説明せず、教頭は即刻退去を命じた隠蔽体質ではないか。</p> <p>(3) 北部中学校は、生徒の自死について不登校やいじめについて、関係ないなどと当校の校長が説明した報道が拡散している。</p> <p>生徒の自死と教員の過酷な超過勤務との因果関係を否定することにはならないと考えます。</p> <p>(4) 教育センター所長代理は、同過酷な教員超過勤務の問題について本件陳情者に対して相談事として受け入れず、相談記録や報告もしないと強弁する。</p> <p>(5) 統合八尾中学校は、メールでのやり取りで当校校長は「PTA会長への紹介については応じかねます。」と一言で済ます合理性に欠ける回答である。理由など付け加える必要はないか。</p>	